

○委託業務等成績評定要領 新旧対照表 (平成30年3月22日付け29建政技第326号)

新 (改正)	旧 (現行)
<p>委託業務等成績評定要領 (最終改正 平成 31年4月1日適用(平成31年3月18日付け30建政技第325号))</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要領は、平成14年11月18日から適用する。 附則 この要領は、平成16年8月20日から適用する。 附則 この要領は、平成18年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成21年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成22年1月1日から適用する。 附則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成23年9月1日から適用する。 附則 この要領は、平成24年8月1日から適用する。 附則 この要領は、平成27年10月1日から適用する。 附則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>委託業務等成績評定要領 (最終改正 平成 30年4月1日適用(平成30年3月22日付け29建政技第326号))</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要領は、平成14年11月18日から適用する。 附則 この要領は、平成16年8月20日から適用する。 附則 この要領は、平成18年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成21年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成22年1月1日から適用する。 附則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。 附則 この要領は、平成23年9月1日から適用する。 附則 この要領は、平成24年8月1日から適用する。 附則 この要領は、平成27年10月1日から適用する。 附則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。</p>

○委託業務等成績評定要領 新旧対照表 (平成30年3月22日付け29建政技第326号)

新(改正)

旧(現行)

別記-1(要領第4第3項,第8、第9第1号②、第9第3号①)

委託業務等成績評定表		平成 年 月 日					
事務所名							
委託業務名	箇所名						
契約金額	当初: ¥	最終: ¥					
履行期間	当初:平成 年 月 日	最終:平成 年 月 日					
完了 年 月 日	平成 年 月 日						
完了検査 年 月 日	平成 年 月 日						
契約相手方住所氏名							
管理(主任)技術者氏名							
担当技術者氏名							
調査技術者氏名							
所長: 氏名 印							
完了検査員: 職・氏名 印							
担当課長等: 職・氏名 印							
担当係長等: 職・氏名 印							
監督員: 職・氏名 印							
評価項目	監督員評定点①	担当係長等評定点②	完了検査員評定点③	技術者毎の評定配点(注5)			
				業務評定④(注1)	管理(主任)技術者(注2)	担当技術者	調査技術者
専門技術力	提案力、改善力	—	—	①×10/10		—	
	業務執行技術力			①×10+③×5/10+⑤×4/10		—	
	施工時への配慮(注3)	概略設計	—	—	③×10/10		—
		詳細設計	—	—	③×10/10		—
管理技術力	②把握能力(注3)	—	—	③×10/10		—	
	工程管理能力等	—	—	③×10/10		—	
	品質管理能力	—	—	③×10/10		—	
コミュニケーション力	迅速性、弾力性、調整能力	—	—	③×10/10		—	
	説明力、プレゼンテーション力、協調性	—	—	①×10+⑤×9/10		—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	—	—	①×1/10-②×9/10		—	
	成果品の品質	—	—	①×10+⑤×9/10		—	
⑩-⑪の評定点の加重平均点(注4)				—	—	—	
⑫業務執行上に係る過失に伴う減点				—	—	—	
⑬事故等不適切な事項による減点				—	—	—	
⑭瑕疵修補又は損害賠償による減点				—	—	—	
⑮その他()				—	—	—	
⑯総合評定点=⑩+⑫+⑬+⑭				—	—	—	

注1. 各評価項目の「④業務評定」は少数第一位までとする。

- 測量作業、地質調査は主任技術者が該当する。
- 「施工時への配慮」及び「②把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
- 「⑩-⑪の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。
- 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

別記-1(要領第4第3項,第8、第9第1号②、第9第3号①)

委託業務等成績評定表		平成 年 月 日					
事務所名							
委託業務名	箇所名						
契約金額	当初: ¥	最終: ¥					
履行期間	当初:平成 年 月 日	最終:平成 年 月 日					
完了 年 月 日	平成 年 月 日						
完了検査 年 月 日	平成 年 月 日						
契約相手方住所氏名							
管理(主任)技術者氏名							
担当技術者氏名							
調査技術者氏名							
所長: 氏名 印							
完了検査員: 職・氏名 印							
担当課長等: 職・氏名 印							
担当係長等: 職・氏名 印							
監督員: 職・氏名 印							
評価項目	監督員評定点①	担当係長等評定点②	完了検査員評定点③	技術者毎の評定配点(注5)			
				業務評定④(注1)	管理(主任)技術者(注2)	担当技術者	調査技術者
専門技術力	提案力、改善力	—	—	①×10/10		—	
	業務執行技術力			①×10+③×5/10+⑤×4/10		—	
	施工時への配慮(注3)	概略設計	—	—	③×10/10		—
		詳細設計	—	—	③×10/10		—
管理技術力	②把握能力(注3)	—	—	③×10/10		—	
	工程管理能力等	—	—	③×10/10		—	
	品質管理能力	—	—	③×10/10		—	
コミュニケーション力	迅速性、弾力性、調整能力	—	—	③×10/10		—	
	説明力、プレゼンテーション力、協調性	—	—	①×10+⑤×9/10		—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	—	—	①×1/10-②×9/10		—	
	成果品の品質	—	—	①×10+⑤×9/10		—	
⑩-⑪の評定点の加重平均点(注4)				—	—	—	
⑫業務執行上に係る過失に伴う減点				—	—	—	
⑬事故等不適切な事項による減点				—	—	—	
⑭瑕疵修補又は損害賠償による減点				—	—	—	
⑮総合評定点=⑩+⑫+⑬+⑭				—	—	—	

注1. 各評価項目の「④業務評定」は少数第一位までとする。

- 測量作業、地質調査は主任技術者が該当する。
- 「施工時への配慮」及び「②把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
- 「⑩-⑪の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。
- 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

○委託業務等成績評定要領 新旧対照表 (平成30年3月22日付け29建政技第326号)

新(改正)

旧(現行)

別表1 (要領第4第3項、第8、第9第1号②、第9第2号①)

別表1 (要領第4第3項、第8、第9第1号②、第9第2号①)

項目別評定点

項目別評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)	技術者毎の評定配点(注3)			
			管理技術者、主任技術者 (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点)	所長技術者 (評定点/満点)	
専門技術力	提案力、改善力	点/点	点/点	点/点	-	
	業務執行技術力	点/点	点/点	点/点	-	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計、予備設計	点/点	点/点	点/点	-
		詳細設計	点/点	点/点	点/点	-
	コスト把握能力 (注1)	点/点	点/点	点/点	-	
管理技術力	工程管理能力等	点/点	点/点	-	-	
	品質管理能力	点/点	点/点	-	点/点	
	迅速性、弾力性、調整能力	点/点	点/点	-	-	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	点/点	点/点	点/点	-	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	点/点	点/点	点/点	-	
成果品の品質		点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の加重平均点						
業務執行上に係る過失に伴う減点			-	-	-	
事故等不適切な事項による減点			-	-	-	
瑕疵修補又は損害賠償による減点			-	-	-	
その他()						
総合評定点(注2)		点/100点	点/100点	点/100点	点/100点	

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)	技術者毎の評定配点(注3)			
			管理技術者、主任技術者 (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点)	所長技術者 (評定点/満点)	
専門技術力	提案力、改善力	点/点	点/点	点/点	-	
	業務執行技術力	点/点	点/点	点/点	-	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計、予備設計	点/点	点/点	点/点	-
		詳細設計	点/点	点/点	点/点	-
	コスト把握能力 (注1)	点/点	点/点	点/点	-	
管理技術力	工程管理能力等	点/点	点/点	-	-	
	品質管理能力	点/点	点/点	-	点/点	
	迅速性、弾力性、調整能力	点/点	点/点	-	-	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	点/点	点/点	点/点	-	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	点/点	点/点	点/点	-	
成果品の品質		点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の加重平均点						
業務執行上に係る過失に伴う減点			-	-	-	
事故等不適切な事項による減点			-	-	-	
瑕疵修補又は損害賠償による減点			-	-	-	
総合評定点(注2)		点/100点	点/100点	点/100点	点/100点	

- 注) 1. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 2. 総合評定点は評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。
 3. 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

- 注) 1. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 2. 総合評定点は評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。
 3. 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

○委託業務等成績評定要領 新旧対照表 (平成30年3月22日付け29建政技第326号)

新(改正)

旧(現行)

別記-2 (要領第9第1号②、第9第3号①、第10第2項、第11第2項、第12第3項)

委託業務等成績修正評定表				平成 年 月 日				
委託業務名		事務所名						
契約金額 当初: ¥		最終: ¥						
履行期間 当初:平成 年 月 日～平成 年 月 日		最終:平成 年 月 日～平成 年 月 日						
完了年月日		平成 年 月 日						
完了検査年月日		平成 年 月 日						
契約相手方住所氏名								
管理(主任)技術者氏名								
担当技術者氏名								
監査技術者氏名								
評価項目	業務評定⑦ (注1)	監督員 評定点③	担当部長 等評定点④	完了検査 員評定点⑤	技術者毎の評定配点(注5)			
					管理(主任)技術者(注2)	担当技術者	監査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	修正前	—	—	①×10/10			
		修正後	—	—	—			
	業務執行技術力	修正前	—	—	①×1/10+②×5/10+⑤×4/10			
		修正後	—	—	—			
	施工時への配慮(注3)	概略設計、予備設計	修正前	—	—	①×10/10		
		修正後	—	—	—			
3D把握能力(注3)	修正前	—	—	—	①×10/10			
	修正後	—	—	—				
管理技術力	工程管理能力等	修正前	—	—	①×10/10			
	修正後	—	—	—				
	品質管理能力	修正前	—	—	①×10/10			
修正後	—	—	—					
コミュニケーション力	説明力、アクリティビティ、協調性	修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
	修正後	—	—	—				
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
	修正後	—	—	—				
成果品の品質		修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
修正後		—	—	—				
③=④の評定点の加重平均点(注4)		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑦業務執行上に係る過失に伴う減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑧事故等不適切な事項による減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑨若手研修又は若手育成による減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑩その他()		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
最終評定点=③+④+⑤+⑥+⑦		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				

- 注) 1. 各評価項目の「⑦業務評定」は少数第一位までとする。
 2. 測量作業、地質調査は主任技術者が該当する。
 3. 「施工時への配慮」及び「3D把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 4. 「③=④の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。
 5. 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

別記-2 (要領第9第1号②、第9第3号①、第10第2項、第11第2項、第12第3項)

委託業務等成績修正評定表				平成 年 月 日				
委託業務名		事務所名						
契約金額 当初: ¥		最終: ¥						
履行期間 当初:平成 年 月 日～平成 年 月 日		最終:平成 年 月 日～平成 年 月 日						
完了年月日		平成 年 月 日						
完了検査年月日		平成 年 月 日						
契約相手方住所氏名								
管理(主任)技術者氏名								
担当技術者氏名								
監査技術者氏名								
評価項目	業務評定⑦ (注1)	監督員 評定点③	担当部長 等評定点④	完了検査 員評定点⑤	技術者毎の評定配点(注5)			
					管理(主任)技術者(注2)	担当技術者	監査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	修正前	—	—	①×10/10			
		修正後	—	—	—			
	業務執行技術力	修正前	—	—	①×1/10+②×5/10+⑤×4/10			
		修正後	—	—	—			
	施工時への配慮(注3)	概略設計、予備設計	修正前	—	—	①×10/10		
		修正後	—	—	—			
3D把握能力(注3)	修正前	—	—	—	①×10/10			
	修正後	—	—	—				
管理技術力	工程管理力等	修正前	—	—	①×10/10			
	修正後	—	—	—				
	品質管理能力	修正前	—	—	①×10/10			
修正後	—	—	—					
コミュニケーション力	説明力、アクリティビティ、協調性	修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
	修正後	—	—	—				
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
	修正後	—	—	—				
成果品の品質		修正前	—	—	①×1/10+②×9/10			
修正後		—	—	—				
③=④の評定点の加重平均点(注4)		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑦業務執行上に係る過失に伴う減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑧事故等不適切な事項による減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
⑨若手研修又は若手育成による減点		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				
最終評定点=③+④+⑤+⑥+⑦		修正前	—	—	—			
修正後		—	—	—				

- 注) 1. 各評価項目の「⑦業務評定」は少数第一位までとする。
 2. 測量作業、地質調査は主任技術者が該当する。
 3. 「施工時への配慮」及び「3D把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 4. 「③=④の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。
 5. 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

○委託業務等成績評定要領 新旧対照表 (平成30年3月22日付け29建政技第326号)

新(改正)

旧(現行)

別表2 (要領第9第1号②、第9第2号①、第10第2項、第11第2項、第12第3項)

項目別修正評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定値/満点)	技術者毎の評定配点(注3)						
			管理技術者 主任技術者 (評定値/満点)		担当技術者 (評定値/満点)		調査技術者 (評定値/満点)		
			評定値	満点	評定値	満点	評定値	満点	
専門技術力	提案力、改善力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	業務執行技術力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計 予備設計	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
			修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
		詳細設計	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
			修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
	コスト把握能力 (注1)	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
管理技術力	工程管理能力差	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	品質管理能力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	迅速性、弾力性、調整能力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
成果品の品質		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
評定値の加重平均点		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
業務執行上に係る過失に伴う減点		修正前	5/5						
事故及び不適切な業務による減点		修正前	5/5						
事故及び不適切な業務による減点		修正後	5/5						
瑕疵補修又は損害賠償による減点		修正前	5/5						
瑕疵補修又は損害賠償による減点		修正後	5/5						
その他()		修正前	5/5						
		修正後	5/5						
総合評定値(注2)		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
総合評定値(注2)		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	

- 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
- 総合評定値は、評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。
- 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

別表2 (要領第9第1号②、第9第2号①、第10第2項、第11第2項、第12第3項)

項目別修正評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定値/満点)	技術者毎の評定配点(注3)						
			管理技術者 主任技術者 (評定値/満点)		担当技術者 (評定値/満点)		調査技術者 (評定値/満点)		
			評定値	満点	評定値	満点	評定値	満点	
専門技術力	提案力、改善力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	業務執行技術力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計 予備設計	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
			修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
		詳細設計	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
			修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
	コスト把握能力 (注1)	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
管理技術力	工程管理能力差	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	品質管理能力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
	迅速性、弾力性、調整能力	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
成果品の品質		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
評定値の加重平均点		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
業務執行上に係る過失に伴う減点		修正前	5/5						
事故及び不適切な業務による減点		修正前	5/5						
事故及び不適切な業務による減点		修正後	5/5						
瑕疵補修又は損害賠償による減点		修正前	5/5						
瑕疵補修又は損害賠償による減点		修正後	5/5						
総合評定値(注2)		修正前	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
		修正後	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	

- 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
- 総合評定値は、評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。
- 「技術者毎の評定配点」は、当該業務で定めた技術者について記載する。

新 (改正)		旧 (現行)												
<p>別添「採点方法と基準」 (略)</p> <p>IV 減点のための基準 (略)</p> <p>3. 業務執行に係る過失に伴う減点 当該業務遂行中に評価細目に規定する減点項目に該当する場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、該当する項目1項目について-3点減点することができる。なお、不適切な事項が複数ある場合には加算して減点することができる。</p> <p>4. 低入札価格調査における虚偽説明等による減点 低入札価格調査における虚偽説明等により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表-3を参考として10点まで減点することができる。 また、この場合委託業務等成績評定要領第10に定める評定の修正を行うものとする。</p> <p>別表-3 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>調査資料等に一部記入ミスがあるとき</td> <td>調査資料等に多数記入ミスがあるとき</td> <td>受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合</td> </tr> <tr> <td>調査資料等に軽微な不備があるとき</td> <td>調査資料等に一部不備があるとき</td> <td>相当の理由なく期限内に調査資料等の提出がないとき</td> </tr> <tr> <td>考查点</td> <td>-3点</td> <td>-5点</td> <td>-10点</td> </tr> </table> <p>委託業務等成績評定表(別記-1)及び項目別評定点(別表1)において「その他(低入札価格調査における虚偽説明等による減点)」として記入するものとする。</p>		区分	調査資料等に一部記入ミスがあるとき	調査資料等に多数記入ミスがあるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合	調査資料等に軽微な不備があるとき	調査資料等に一部不備があるとき	相当の理由なく期限内に調査資料等の提出がないとき	考查点	-3点	-5点	-10点	<p>別添「採点方法と基準」 (略)</p> <p>IV 減点のための基準 (略)</p> <p>3. 業務執行に係る過失に伴う減点 当該業務遂行中に評価細目に規定する減点項目に該当する場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、該当する項目1項目について-3点減点することができる。なお、不適切な事項が複数ある場合には加算して減点することができる。</p>	
区分	調査資料等に一部記入ミスがあるとき		調査資料等に多数記入ミスがあるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合										
	調査資料等に軽微な不備があるとき	調査資料等に一部不備があるとき	相当の理由なく期限内に調査資料等の提出がないとき											
考查点	-3点	-5点	-10点											